

平成22年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第12回)

日 時：平成22年10月28日(木) 午後2時から午後4時20分まで

場 所：山梨県環境整備センター会議室

出席者：○委員

上神取区長	矢崎 美富
浅尾新田区長	長田安比古
浅尾区長	篠原 眞清
中込区長	清水 壽昌
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
北杜市生活環境部長	堀 内 誠
北杜市環境課長	由井 秀樹
北杜市明野総合支所長	堀内 健二
山梨県森林環境部理事	石合 一仁
山梨県森林環境部環境整備課長	守 屋 守
山梨県中北林務環境事務所長	小林 隆一

○事務局

財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	矢崎 茂樹 (委員兼務)
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	安藤 幸夫 (")
財団法人山梨県環境整備事業団センター所長	岩下 和夫 (")
財団法人山梨県環境整備事業団建設課長	山本 貴司 (事務局)
財団法人山梨県環境整備事業団総務課長	西川 秀之 (")
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	小鳥居 哲 (")

○欠席

北杜市副市長	三井 弘之
御領平区長	三井 一男
下神取区長	清水 晴夫
浅尾原区長	名取 孝英
東光区長	杉山 洋三

配付資料

- ①次第
- ②席次表
- ③漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯 (資料1)
- ④原因究明調査計画 (案) (資料2)
- ⑤作業工程表 (案)
- ⑥委員名簿

<事務局>

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は委員の皆様方にはお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、平成22年度第2回安全管理委員会を開催いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様方の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

前もって郵送させていただいた資料は、右肩の資料1、漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯。

資料2、原因究明調査計画（案）でございます。

それから、本日お手元に配付した資料は、次第、席次表、委員名簿、原因究明に係る作業工程表（案）でございます。

不足等ありましたら、事務局の方まで一声おかけください。

それでは、次第にしたがひまして会議を進めさせていただきます。

なお、本日は、漏水検知システムの調査に携わった坂田電気株式会社及び原因究明のための調査計画の立案に携わりました日本工営株式会社の職員も必要に応じ事務局の説明を補助するために同席していることを申し上げます。

それでは、当委員会設置要綱第4条の規定に基づきまして、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長、よろしく願いします。

<議長>

本日は、ご多忙のところ、また雨で足下の悪い中、ご参加いただきましてありがとうございます。

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、傍聴の皆様方をお願いを申したいと思っております。

前回の7月の会議におきまして、傍聴者の皆様方の発言によりまして、議事が妨げられたということがございました。

会議中には、入口に書いてあります傍聴者の注意事項を遵守していただくようお願いいたします。

なお、万が一、発言等による妨害が発生した時には、退場していただきますし、その程度によりまして、そういうことが発生しましたならば、次回以降を非公開とすることも考慮せざるを得ないと考えております。

そんなことで、是非、発言等謹んでいただいて、議事の妨害をされないようお願いいたします。

なお、委員の皆様方も是非円満な議事ができますよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、その前にご報告を申し上げます。

明野廃棄物最終処分場問題対策協議会の代表さんから申し入れ事項が三点ございました。

その一つは、傍聴者に資料を20部ほど配付してくれないかということでございまして、事務局の方ですすでにお手元に配付されていると思っております。

第二点でございますが、会議における説明をだらだらとしないで、時間を節約してほしいという要望でございますが、この件は、無駄に時間を使わないという観点から当然のことであり、賛成するわけです。

ただ、資料及びその説明は、共通の認識、共通の理解に基づいて議論し、検討するというところでございまして、そういった意味で大変重要な作業でございますので、必要にして十分な説明を事務局の方でお願いしたいと考えております。

要望事項の三点目は、安全管理委員会の設置要綱第4条第2項に、必要が認められる場合には委員以外の方にご意見、説明を述べさせることができるという趣旨の規定がございまして、この規定に基づいて委員以外の方をお招きし、事故に関する見通しなどの意見を聞いてほしいというものであります。

この件に関しましては、必要が生じた時には、然るべき手続きを経た後、規定の活用をさせていただこうと思っておりますが、本日は、ご案内のとおり事故の原因究明に関わることでありますので、この件は議論しないということにさせていただきます。

以上、三点報告させていただきました。

それでは、先ず、議題1の漏水検知システムの異常検知についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

なお、資料1から資料2が用意されていますが、続けて説明をお願いしたいと思います。

<委員>

議長、審議に入る前に申し訳ないけど、一点お願いしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

座ったままで失礼いたします。

今、傍聴の方々に資料をというお話がありましたが、この委員会の委員の皆様にはですね、当然、資料は事前に送っていただくんですが、それと同時にですね、前回の議論の議事録を委員の皆様にはご送付いただきたいんですよ。

インターネットで、ホームページで公開しているからということがあるかもしれません。

しかし、それをお持ちでない方達は、前の議論がないと、中身をしっかりと議事録の中で勉強する必要が出てくるでしょうし、是非、事前に、議事録が仕上がった段階で委員の皆様には、ご送付を事業団の方からしていただきたいと、そのことをご検討していただきたいと思います。

<議長>

ありがとうございました。

今のご指摘は、ある意味当然と思いますが、ご検討いただいて、もしよろしければ、そうしていただきたい。

今、ご発言の中にございましたけれど、インターネットで読むことができますので必要ない方もいらっしゃるかもしれませんが、場合によってご検討いただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

それではまず、事務局から説明をどうぞ。

<事務局>

議事に入る前でございますけれど、この度、漏水検知システムにおきまして異常値を検知していることにつきまして、地元住民の皆様をはじめ、多くの県民の皆様、また関係者の方々に大変ご心配をおかけしまして、誠に遺憾に思っているところでございます。

当センターにおきましては、遮水構造は安全に関わる最も重要な施設の一つでございますので、まずは、本日の安全管理委員会のご了解をいただく中で、慎重かつ速やかに原因究明調査に取りかかっていると考えておるところでございます。

これから資料の説明に入りますので、よろしく願いいたします。

<議長>

それでは、説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、お手元の資料1、漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯につきまして、座ったままで恐縮ですが、説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成22年10月4日（月）8時30分、私達は月曜日に出勤して参りまして、始業時間開始と同時に、前日、前々日の土曜日、日曜日の分の漏水検知システムの結果判定図を確認いたしました。

その結果、土曜日、2日17時の結果と日曜日、3日9時の結果、同じく日曜日、3日17時の判定結果におきまして、高電流値の異常検知地点を最高で12地点でございましたが、その検知結果を確認いたしました。

そのためですね、遮水シートの破損の可能性が疑われたのは当然でありますけれども、次のような理由から、システム誤作動の可能性もあるなど、遮水シートの破損、システム誤作動の可能性の両面で直ちに確認

作業を開始いたしました。

なお、システム誤作動の可能性があると判断しました理由につきまして、若干ご説明させていただきたいと思えます。

異常検知システム付近におきまして遮水シートを損傷するようなおそれのある作業、例えば、遮水シートの上に廃棄物が直に当たらないようにクッションのための保護土というものを施工したり、又はアスベストを埋立てるための埋立穴を事前に掘ったりする作業であります。それは8月の月上旬以降、最近まで行ってないということが一点。

それと漏水検知した検知の電流値なんですけれども、最高で50mAを超えている、振り切っているというような状況がありまして、私達の処分場におきます、想定される電流値、これはゴミから出る浸出水の電気伝導率によりますけれども、想定される電流値としましては、6mA前後を予想されているところなんですけれども、50mAを振り切っているということで異常に高いということ。

もう一点が、高い高電流地点が最高で12地点と多数地点確認されているということ。

そのようなことから、漏水検知システムのメーカーさんにも確認をさせていただきましたが、誤作動のおそれもあるというような面も否定できないということで、当然、遮水シートの破損のおそれと合わせてですが、システムの誤作動に係る部分もあるのかなということで、両面で確認作業を開始いたしました。

それと同時に、確認作業は安全面での確認作業もしなければならぬということで、漏水が現にあるかどうかということを確認いたしました。

埋立処分場の汚い水が地下に浸透しないようにベントナイト混合土、又は二重の遮水シートで構成されている遮水工、その下部には地下水の集排水管が網の目のように施工されているわけなんですけれども、その地下水の集排水管に地下水、又は漏水が現にあるかどうかの確認を一点、それとその網を仮に通過してしまった、更に深部に通過してしまった地下水があった場合、下流側で地下水の水質を観測する井戸がございますけれども、その観測井の水質に変動があるかどうか、その二点を確認いたしました。

その地下水の集排水管のモニタリング人孔、要は、マンホールに水があるかないかを確認をしたのですが、水が確認されない、通水がないということが一点。

それと、地下水集排水管で漏れてしまった、地下へ浸透してしまった水につきましては、水質の観測井戸、地下水観測井2号、その水質の変動、連続測定でpH、電気伝導率を観測しているわけなんですけど、10分間隔で行っております。

その結果を確認いたしまして、その変動がないということで、漏水なしという判断をその時はいたしました。

その後、漏水検知システムの誤作動のおそれがあるかどうかということにつきまして、その日の夕方17時10分から19時30分まで、漏水検知システムのメーカーの方にシステムの点検をしていただきました。

その結果、日没で屋外の電極ターミナルボックス、又は埋立地の地上配線につきましては、暗くて点検がしきれないという部分はありましたけれども、管理棟から埋立地付近までの間に漏水検知システム上の異常は認められませんでした。

そのため、19時40分、これはシステムの誤作動よりも遮水シート破損の可能性が高まったという判断をいたしまして、翌日からの廃棄物の搬入を中止しまして、原因究明調査に専念しようという判断をし、関係機関へ連絡をさせていただきました。

翌10月5日9時に、もう一度、漏水があるかどうかという確認のために地下水集排水管のモニタリング人孔及び地下水の観測井2号の水質を確認いたしまして、前日と同じように、モニタリング人孔で通水なし及び地下水の観測井2号で水質に変動なし、イコール漏水なしという確認をしております。

以降、この安全確認作業は毎日実施しております。途中、雨が降った日もございます、今日も降っておりますけれども、今日現在まで地下水のモニタリング人孔に通水は一切認められていないということ及び地下水の観測井戸につきまして水質にも変動なしということを確認しております。

5日の9時から9時半、又は9時から午後まで、市及び県による立入検査がございました。

同日12時から夜にかかってしまいましたが、21時まで安全管理委員会の委員の8区長さんへ電話でのご報告をさせていただきました。

同日の13時30分、県庁におきまして、この件につきまして記者発表を行いました。

同じく、13時30分から15時にかけて、昨日、日没で点検ができなかった漏水検知システムの電極ターミナルボックス及び埋立地の地上配線の点検を行いまして、まったく異常なしという結果が出ました。

ので、これは埋立地の埋まっている所以外は異常なしという状況でありますので、更に遮水シート破損のおそれが高まりました。

まくっていただきまして、2ページ目になりますが、5日、その調査結果を受けまして、設計業者、又は建設時の関係業者と今後の原因究明調査、掘削も含めての原因調査の方法について検討を始めました。

その検討を始めるに当たって、事業団として基本方針を定めております。

この太めのかぎ括弧の中ですけれども、原因究明調査及び今後の対応に係る基本方針。

一つ目、先ずは漏水検知システムによる異常が検知された地点のうち、遮水シート破損の可能性が特に疑われる地点を中心に掘削し、遮水シート等を調査、確認し、異常検知の原因を究明することとします。

二つ目、調査の結果得られた原因に応じた適切な措置を講ずるとともに、再発防止を図ることとします。

三つ目、その調査のための掘削作業に際しては、アスベスト粉じんの飛散防止等を徹底し、生活環境保全上の支障が生じないように、十分な措置を講ずることとする。

この三点を基本方針といたしました。

次の丸に行きます。

7日(木)、地下水への漏れがあるかどうかを確認するための地下水の観測井戸が1号から3号まであるわけですけれども、その観測井戸すべて及び比較用の検体として未処理のゴミを通った浸出水の水質検査を実施いたしました。

なお、地下水のモニタリング人孔におきましては、通水がないため、測定することはできませんでした。

測定的项目につきましては、有害物質を含む全項目に関して測定を行いました。

その結果、10月19日18時50分、その測定結果が判明いたしました。

ただし、ダイオキシン類に関しましては、非常に微量な分析ということで、現在まだ分析中であります。

それ以外の地下水の環境基準項目、有害物質の濃度につきましては、環境基準を十分にクリアしている、イコール漏水はなしという判断の裏付けが得られたと考えております。

今まで、ざっと流して説明させていただきましたけれど、次に別添1になります。

これは、10月2日(土)、1日2回、漏水検知システムでは結果判定を行っているわけですけれども、10月2日の1回目、午前9時の測定結果であります。

これは、異常なし、すべてが真っ青な状態であります。

しかし、まくっていただきますと、同じく2日ではあります、17時で赤い十字架のように異常が検知をされています。

赤い十字架の所を拡大したのが、下の図になります。

次、3日(日)9時も同様の赤い十字架、後は黄色いレベル1、電流値が赤よりも低いレベルですけれども、検知されておりますけれども、このように昨日と同じような異常検知が認められました。

また、まくっていただきますと、同じく3日の17時、同様の結果が出ております。

次のページの4日(月)の9時、これもほとんど同様の結果でございます。

まくっていただいて、4日の19時45分という結果、これも異常ありの判定図にはなりますけれども、これは形が変わっております。

形が変わっていることにつきましては、これ以前は、導線に電圧をかけまして、通電するかしないかということで破損を判定してきたわけですけれども、導線と導線がかなり接近、又は接触しているくらいのレベルで電気が通っていると、このままではシステム自体に過電流で障害が発生するかもしれないというようなシステムメーカーからのアドバイスもある中で、電圧値を5Vから1Vに落として測定を継続しております。

十字架ではなくなりましたが、十字架の交点になっている所だけは、同じく49.79mA、50mAを振り切っているということで、一点だけ検知をされています。

次のページになりますけれども、このシステム上、異常検知の原因箇所を推定するという機能が付いております。

その機能で推定した結果、赤丸に点線のバツ印、この辺が上層シートの破損の疑わしい場所ということで、システム上検知することができております。

このバツというのはどういう所かと申しますと、例えば、10月2日17時、異常ありの最初の判定図に戻っていただきたいのですが、異常検知の地点で赤い十字架ができておりまして、この赤い十字架のバツになったクロス、その交点の所を指しております。

この推定される原因位置につきましては、その後も現在も大きな変動をきたしておりませんので、多分こ

の場所ではないかということで、後で説明させていただきますが、まずは掘削して確認してみようというのが、この辺りと考えております。

次、別添2になります。

これは、安全確認の中で行った作業の時の写真であります。地下水の集排水管のモニタリング人孔、マンホールの中で遮水工の下に浸出水が漏れ出しているかどうか、漏れ出せば、その一部は必ずここへ通水があるだろうということで、4日の8時半以降、毎日見てきております。

この最初の別添2の1ページ目は、10月8日までの状況を水は通っていない、通水なしと確認しております。

なぜ、8日で切ったかと申しますと、1枚まくっていただきますと、9日は雨でした。

雨の日はどうかかなということで、上の方の写真ですが、やはり乾いた状態で通水はなかったということで、雨の日も通水がなかったということを確認しております。

雨が降った翌日、下の写真ですが、10日の夕方です。

雨天後ということですが、同様に通水なしで乾いた状態で、通水なし。

なお、通水は浸出水の漏れ、又は地下水の差し込みによって起こりますが、通水なしとは、このいずれもなかったということであります。

以降、今日も雨が降ったり、20日の日も降ったりしましたけれど、今朝も確認して参りましたが、乾いた状態で通水はございません。

その地下水集排水管の配置図が、次のページであります。

埋立地の遮水工の下を網のように、穴の開いた管を通して、すべては拾えないでしょうけど、漏水があれば、モニタリングのためのキャッチは一部であっても絶対にできると考えております。

その中で、下の緑の大きめの丸ですけれど、その中に潜って水があるかないか、流れが出てくるか確認したのですが、通水なしという状況を現在まで確認しております。

次、別添3を見ていただきたいんですけども、もし仮に、地下水集排水管をくぐってしまって、下へ浸透してしまった浸出水があったとすれば、その水質を更に下流で地下水を分析することによって検知することができるということで、観測井2号を設置してあるわけですけども、そこでは連続測定を行っております。

具体的には、先ほど連続測定と言いましたけれども、これは簡易測定で、公定法ではございませんけれども、10分間に1回、電気伝導率、pH及び水温を測っておりますが、汚染があれば、連動するだろうと思われまます電気伝導率、又はpHの値を事故発覚前の10月1日から10月21日まで、それ以降もデータを取っておりますが、電気伝導率では6.2から7.0mS/mということ、これは、表の下の方を見ていただきますと、昨年の開業の21年5月20日から22年9月30日までの変動の範囲の中に収っております、特異な、突出した変動は10月2日、又は1日から現在までも認められないと言えるので、またpHも同様ですので、水質的にも漏水のおそれはないと判断しております。

次に、大きめのA3の折ってある紙、別添の4に行きます。

まずは浸出水、未処理のゴミを通った汚い水を参考的に比較用で分析をしております。

一番右側の太めの枠で囲った所が、10月7日の今回の緊急モニタリング調査の結果であります。

未処理の水ではありますが、ほとんどの項目で、これは未処理でありますから基準はないのですけれども、環境基準を十分にクリアしている状況であります。

ただ、下の39番、ホウ素については未処理でありますので、基準は1ということですが、1.1ということで若干超過ということがございますが、いずれこれは浸出水の処理施設の方で処理いたしますので問題はございません。

もし漏れたとすればどんなものかということで、参考的に比較用で分析をしたものであります。

次のページをお願いします。

地下水観測井1号、これは処分場の上流側にある、汚染があったとしても影響を受けない比較対象用の井戸ですが、同様に一番右側に今回の緊急モニタリング調査結果を載せてあります。

これまでの結果と比較しても、当然、変動はございません。

次に、埋立地の下流側、地下水観測井2号、もし汚染があれば、こちらに出てくると思います。

一番右側の10月7日の分析結果を見ていただきますと、すべての項目で地下水の環境基準を十分に低いレベルでクリアをしております。

それとクリアしているだけではなく、これまでの過去のデータと比べていただいても変動ございませんので、この面からも外部への漏水はないと考えております。

次のページへ行って、地下水観測井3号です。

これも下流側、もし漏水があれば、モニタリング結果として反映されるわけですが、一番右側、同様に地下水の環境基準項目は十分に低いレベルですべて基準をクリアしております。

ただ、ここで電気伝導率が今回22出ておりますが、過去にも今年の7月とかに22出ております。

この電気伝導率ですが、直ちに有害物質の指標にはならないけれども、また、高めの値が出ておりますが、これまでの範囲内に収まっており、問題はないということは確認できるかと思えます。

それと塩化物イオン、これも今までのデータと比べると、多少高めになっておりますけれども、塩化物イオンにつきましては有害物質ではありません。

また、相対的に見ても大きな変動はありませんので、浸出水の外部への漏れ、漏水はないというふうに判断をしているところです。

以上、異常検知の対応状況について、ご説明させていただきました。

<議長>

続きまして、資料の2の説明をお願いします。

<事務局>

続きまして、資料の2です。

原因究明調査計画(案)について、ご説明させていただきます。

先ず最初にですね、埋立地の平面図であります。

赤い丸の所があるわけですが、ここが破損の可能性が考えられる場所ということで、ここにAAという直線、青い直線がありますけど、そこにさっきの十字架の所、その直線の断面を書いたものが次のページ。

ここに載ってる写真は、現況の写真になります。

2ページへ行ってもらって、AAの断面図ですが、先ず最初に遮水工、赤い遮水工があります。

その上に保護土ということで、厚みが1mの保護土があります。

そして、その上に水色の部分ですが、非飛散性のアスベスト含有物が埋まっているわけですが、2.27m埋まっております。

そして、その上に中間覆土ということで、50cmの中間覆土が行われております。

そして、一部盛土があるわけです。

そして、アスベスト含有物以外の所は紫色の部分ですが、産業廃棄物が埋められております。

次に、3ページへ行ってもらいまして、これは環境整備センターのパンフレット、資料をそのまま載せているんですけど、遮水構造の構造物、底面部については一番下にベントナイト混合土があります。

その上に下層遮水シート、その上に不織布、その上に上層遮水シート、そして、また上部に不織布という形になっております。

そして、法面部については不織布がありまして、その上に下層の遮水シート、その上に自己修復性シート、これはおむつのような物でございまして、その上に不織布がありまして、その上に上層の遮水シート、一番上が遮光性の不織布ということで、法面部においては緑色の部分となります。

今回はですね、その断面図の所に写真がある訳なんですけど、上層遮水シートを挟んだ、漏水検知システム電極、上電極と下電極が上層遮水シートを挟んで入っているわけなんですけど、そこが異常検知をしたということになります。

そして、その下が漏水検知システムのシステム図という形で、電氣的漏水検知システムはこのような形で上層遮水シートを挟んで入っています。

続きまして、4ページ目ですけど、被覆テントのイメージ図とあるわけなんですけど、今回の原因究明調査をする時のイメージということで作っております。

埋立廃棄物が、非飛散性ではありますけど、アスベスト含有廃棄物ということで、念のために被覆テントを張りまして、その中で現場作業全体を行うということで、原因究明調査を行っていかうと考えております。

こうすることで、作業中のアスベスト粉じん等のテント外部への飛散防止を行うということとしております。

先ず、一番最初、左側の上の図ですけれども、被覆テントの外観ということで、こんなテントを張って、その中で作業をする。

その下が被覆テントの内観です。

ちょっと写真的に写りが悪いんですけれども、薄い内装のシート、内幕をして二重幕という形で作業を行っていきたくて考えております。

右へ行って、右の上の方ですね、現場作業のイメージ図ということで、その中で掘削をして、仮置きまでの一連の作業をテントの中で行うというイメージです。

そして、内観のイメージということで、その下になるわけですけど、二重膜構造で飛散を防ぎ、アスベスト粉じん対応のフィルターを付けた換気を行っていく考えております。

5ページ、6ページ、7ページに渡っては、作業フローのイメージ図ということで、作業フローを段階的にイメージしてもらうために、簡単な流れで言いますと、先ず最初に盛土の移動、テントの基礎工ということで、先ず、テントの基礎となる地盤を形成します。

そして、その上に被覆テントの設置をいたしまして、テントの中で中間覆土、アスベスト含有廃棄物の掘削を行って、同一テント内に仮置きをします。

そして、次に、遮水工及び漏水検知システムの確認をして参ります。

そして、今まで確認をした不織布及び遮水シート、もし破損をしていけば、切開をしたシートを接合し、最後に、掘削した廃棄物、保護土の埋め戻しを元と同じようにしまして、被覆テントの撤去をして、作業終了というイメージになります。

このイメージ図を見ていただきながら、作業フローを説明していきたくて思います。

先ず最初にですね、1番としまして作業開始、作業開始に当たっての準備ということで、測量、重機、電源ですね、発電機等が必要になると思いますので、それらの手配及び安全確認を行って参ります。

そして2番目、盛土の移動、テントの基礎工ということで、被覆テントの設置に必要な基礎工として盛土造成や敷鉄板、H鋼を今回テントの基礎とするわけですけど、その設置を行って参ります。

そして、盛土は、先ほど横断図の方にありました盛土の一部を使いながら、また埋立地の中に仮置きしてある盛土も使いながら、基礎を築いていきます。

そして3番目、被覆テントの設置ということで、掘削範囲を覆うように被覆テントを設置していきます。

なお、埋立廃棄物、アスベスト含有物になるわけですけど、掘り起こしたり、仮置きする時の飛散対策としまして、十分な散水、強制的な換気を実施して参ります。

テント内部からの換気については、アスベスト粉じん対応のフィルターを通して、ろ過していきます。

また、テントはですね、シート内張りをしまして、二重シート構造とします。

4番目としまして、中間覆土及びアスベスト含有物を掘削します。

被覆テント内で、先ずは遮水シート破損の可能性が考えられる箇所を中心に、飛散防止のため、十分な散水のもと、中間覆土及びアスベスト含有物、保護土の掘削を行います。

掘削に当たっては、重機による機械掘削及び人力掘削を併用して、遮水工を損傷しないように十分配慮しながら作業を行います。

なお、掘削した廃棄物は被覆テント内に仮置きし、更に飛散防止のため、シート等にて表面を覆うものとします。

また、遮水工確認範囲に、掘っていれば浸出水が出てくることが予想されますので、浸出水が侵入しないように、確認範囲周辺を土のう等で囲むとともに、排水ポンプを設置して、常時、浸出水を掘削場所近隣の浸出水集排水管へ排出し、処理プラントで処理していきます。

5番目としまして、不織布の確認ということで、保護土を最後に除去した後に、遮水工確認範囲の不織布に損傷がないか、目視で確認を行って参ります。

次に、不織布の切開ということで、上層遮水シート確認のために不織布を切開して参ります。

切開に当たっては、上層遮水シートや検知システムの状態を保持できるように慎重に行って参ります。

7番目としまして、上層遮水シートの目視確認です。

不織布切開後に露出する上層遮水シート面の汚れを、検知システムの上部電極（銅線）に注意しながら、雑巾、スポンジ等により丁寧に清掃し、目視にてシート面を確認します。

次に、漏水検知システムの確認です。

上層遮水シートの清掃及び目視確認を行った後、上層遮水シート表面に設置されている上部電極に損傷等

がないか確認を行います。

また、この状態で検知システムを作動させて、計測値の変化状況の確認を行います。

検知システムの確認方法は、メーカーと十分に協議して決定していきます。

今まで土圧とか、廃棄物の埋立のものによって重量がかかっていたものを取り除くことによって、検知システムにどのような変化があるのかということも、同時に確認していきたいと思えます。

次にですね、9番目としまして、上層遮水シートの負圧試験の実施ですけど、上層遮水シートの損傷が目視で確認できない場合、負圧試験というものを行って、シートの健全性を確認して参ります。

この負圧試験というのは、簡単に説明するとですね、シートに石鹼水を塗布して、それにプラスチックの透明な箱状の覆いを被せて、密着させて、負圧（バキューム）をかけて、気泡等が石鹼水の中から出てきたら何らかの損傷があるということが確認できる試験なんですけど、そういう試験を行って確認していきます。

次にですね、10番目、確認範囲の拡大とあるわけなんですけれど、上層遮水シートが破損していれば、10番ではなくて11番の方へ行って、上層遮水シートの破損の状況とかを確認しながら、下の方の確認へ移っていく訳ですけど、この時点で上層遮水シートの異常が見られない、負圧試験によって健全性が確認されるような時には、先ず最初に確認範囲を広げていきます。

ということで、10番として、確認範囲の拡大ということで、遮水工確認範囲において上層遮水シート及び検知システムに異常が見られない場合は、4番以降と同じ要領で確認範囲を広げて調査を行って参ります。

次にですね、11番、上層遮水シートの切開ということで、確認範囲拡大等において上層遮水シートの健全性が確認された場合は、下部電極等の確認のため、上層遮水シートの切開をしていきます。

もちろん、先ほども言いましたように、9番で、上層遮水シートで異常とか破損とかを確認できれば、11番という方法をとっていききたいと思います。

そして12番目、漏水検知システム等の確認。

上層遮水シートの下側に設置されている下部電極及び不織布、法面部分は自己修復性シートに損傷がないか確認を行います。

そして13番目、下層遮水シートの目視確認ということで、上層の下の下層遮水シートの目視確認を行うために、法面部においては不織布及び自己修復性シート、底面部においては不織布の切開を行った後、上層遮水シートと同様に目視を行います。

14番、下層遮水シートの負圧試験の実施。

下層遮水シートの損傷が目視で確認できない場合は、負圧試験にてシートの健全性を確認して参ります。

15番、下層遮水シートの切開。

下層遮水シートに損傷が見られる場合及び健全性が確認できない場合は、シートの切開を行い、ベントナイト混合土に影響がないかを確認を行っていきます。

次に16番、ベントナイト混合土の確認ということで、ベントナイト混合土に異常がないか確認を行います。

そして、ここまでの調査ということになろうかと思えます。

17番目に切開した遮水シート、不織布等の接合を行います。

上記、遮水工の確認が行われた後、切開した遮水シート及び不織布、自己修復性シートの接合を行います。

遮水シートの接合に当たっては、負圧試験を実施し、更に漏水検知システムの作動状況を確認しながら行っていきます。

以下、各段階においても、漏水検知システムの作動状況を確認しながら行っていきます。

18番、保護土、廃棄物の埋め戻し。

遮水工の接合が終了した後、飛散対策を行いつつ、保護土層、廃棄物の順番で掘削物の仮置きをしてある所から埋め戻しを行います。

なお、遮水工付近の埋め戻しに際しては、十分注意しながら行って参ります。

19番目、中間覆土の埋め戻し。

廃棄物層が所定の高さまで埋め戻されたら、中間覆土を行って参ります。

次、20番目、被覆テントの撤去ということで、中間覆土が完了した後、被覆テントの撤去を行います。

21番、作業終了ということで、後片付けを行って、作業を終了します。

なおですね、その下に米印で付け加えておきましたけど、作業開始前、確認作業中、作業後において、環境モニタリング調査（アスベストの粉じん、地下水の水質等の調査）を行うものとします。

次にですね、今日、お配りした作業工程表（案）です。

原因究明調査にどれだけの期間が必要になるのかという部分で、作業工程の案をここに示させてもらいましたが、先ず、これについては、作業工程の前提条件としまして、以下のとおりの前提条件があることを理解していただきたいと思います。

先ずですね、準備工は想定される最短の期間で載せてあります。

これに当たっては、物品調達等の状況によっては、もちろん変動することがあります。

そして、遮水工等原因確認における作業期間は、あくまでも想定でありますので、遮水工の状況や確認方法によって期間が変動することがあります。

先ずは、遮水シート破損の可能性が考えられる地点を中心とした作業工程でありますので、作業範囲の拡大、必要な措置等によっては工程の延期が必要となります。

準備工ということで見てもらいたいんですけど、資機材の調達や基礎工、敷地造成等を行うのに約7日間。

仮設工、被覆テントの基礎工、敷鉄板をしたり、H鋼を施工するのに約10日間。

被覆テントの調達、換気ファンを含んで調達するのに15日くらい。

そして、被覆テントの設置ですね、テントの大きさが、あくまでも案ですけども、約25m×50mくらいの規模になるかと思えます。そのテントを設置するのに約30日。

次に、掘削と積込みで、廃棄物層掘削除去に約10日間。保護土層の掘削除去、こちら人力でやらなければならないので時間がかかり、5日間。

次に、運搬、仮置きは、掘削したものを同一テント内に仮置きをし、という形の中で15日。機械掘削と人力掘削合わせて15日。

そして、遮水工等の原因確認ということで、こちら掘削していった途中においても原因となりうるものが出てきたら、そこで確認をしてもらうというようなことを考えますと、掘削プラス確認に10日くらいをみまして、約25日をみております。

そして、埋め戻しということで保護土層の埋め戻し、人力で埋め戻しをしますので5日。廃棄物層の埋め戻しということで10日。あと、片付け、被覆テントの撤去ですね、片づけに約20日かかりますので、工程表上、全体で3ヶ月半かかるというような格好になります。

最初にも言いましたが、原因確認等においては、安全管理委員会の委員の方々の立ち会いをいただいて、安全管理委員会を開催させていただきたいということになりますので、工程表がこのとおりに行かないというところがあると思えます。

以上が、原因究明調査計画の案であります。

<議長>

資料1から2についての説明を戴きました。

何かご質問ありましたらどうぞ。

<委員>

資料1の別添の漏水検知システムが異常を示した図面の所で、メーターが10月4日19時45分で終わってるんですけど、それ以降はどのようになってるのか。

<事務局>

10月4日19時45分、異常あり、1Vの測定結果で終わっておりまして、次のページへ行っていただきたいんですけど、10月20日17時測定分でありますけど、昨日27日の18時測定分におきましてこちらの図の状況のままでございます。

ですから、大きな広がりとか変動はございません。

<委員>

同じ今の場面ですが、資料1別添1のシステムの判定結果、2枚目の電流値がありますが、赤い色の数値と黒い数値がありますが、この辺の違いをわかりやすく説明していただけますか。

<事務局>

赤い所は、先ず、こちらの図の赤だったり、青だったり、黄色だったり、図の色分けについてから説明させていただきますと、当然、青は異常なし、電流がほとんど流れていない状況です。

そして、弱い電流ですけど、ちょっと異常かなというのがレベル1、黄色になります。

いくつかから黄色かといいますと、0.5mAを超えると黄色がつくというような設定をしております、更に電流が強くなりまして10mAを超えますと赤い表示になるというふうになっております。

そして、下の方の図のですね、赤い字、黒い字につきましては、赤い字につきましては、測定範囲約50mA、ここでは49.79mAという数字を挙げていますが、測定の上限を超過した所に関しましては、赤い字を使っているということです。

あとの黒い字の一番右上ですけど、16.44mAとかにつきましては、ただ黒い字を使っているだけですが、先ほど言いました10mAは赤い表示で更に測定範囲を超えている、上限を超えている所だけ赤い字を使っているという意味合いであります。

<委員>

続けて何点か、資料に関する事、疑問点を質問させていただきたいのですが、基本的に画面上、連続して十字で赤が表示されていますが、実際は当然4m間隔で交差している部分があって、そこにランプがつくという形ですね。

直線での表示ではないという理解でよろしいでしょうか。

これは、あくまでもそれを繋げたと。

こういう表示になるんですか。

<事務局>

システム上こういう表示になります。

<委員>

こういう状態になるんですか。わかりました。

それですね、今こうして見せていただいて、今回の資料の中で、今回の資料の図とですね、記者会見をされた時の、報道へ示した写真だと思うのですが、これはUTYのものを写したのですが、記者会見で示された図はこういう図なんですね。

赤が十字の所、離れた所も赤く表示もされているんですが。

ここにもそれが一つも出てきてないんですが、こういう状況もあるんですか。

<事務局>

その図は、私ども事業団で作った図ではないと思います。

システムですとこういう形。これを加工してもこのくらいのことしか私どもしていませんので、それは報道機関の方で作られたのではないのでしょうか。

作った覚えはございません。

<委員>

下に字が入って、測定地点1000地点のうちの12地点。

9地点はアスベスト廃棄物の埋立区画という図。

<事務局>

記者会見の中では、文言では言っておりますけれども、その図自体は、うちで出したものではありません。

うちで出したのは、こちらでお示ししている図のみであります。

<委員>

はい、わかりました。

それで、報道で伝わっている部分と実体の確認をさせていただきたいんですが、異常値を示した箇所が1

2箇所だと。

うち9箇所がアスベスト含有物を含むエリア。

3箇所がそれ以外の廃棄物のエリア。

合計12箇所という説明ですが、新たにレベル1の黄色が出てますね。

ここは何箇所になるんですか。

<事務局>

先ずですね、高い電流値が検知された地点というような形で、12地点と言っておりまして、黄色のことには特に触れておりません。

というのは、これは、漏水検知システムのメーカーの方にもご相談したんですが。

黄色の部分は赤い部分の高い電流の影響ではないかということですので、より重大な所とすれば赤い部分ということで、赤い部分の所、確実な所だけご説明をさせていただいたと。記者発表させていただいたということでもあります。

<委員>

確認ですが、黄色はレベル1ですね。

<事務局>

黄色の所というのは、こちらで示してあるとおり、例えば、10月3日の9時、異常ありという図ですか、10月3日17時測定分、又は4日の9時、これが出てる黄色の範囲がすべての情報であります。

<委員>

確認ですが、確か、1月29日にユンボが一層目の遮水シートを破った時の測定画面もですね、黄色の表示でしたよね。

その後の説明の中で、あの時、破れて流れた電流が0.5から0.7くらいですから、間違いなく黄色も破れているんですよ。

1月29日時点、破れて黄色ですから。

そうすると、今回の資料からしても、黄色の所も破損してる可能性というのが大ですよ。

<事務局>

一応、私どもも、はなから否定しているわけではございません。

メーカーの方にも相談する中で、今年の1月の事故と今回の現象との大きな違いとして、今回、電流が一番流れやすい上層の電極、下層の電極の交点で損傷が疑われること。

今回は、かなり強い電流が流れているということ。

1月の時には、この交点から離れた所を損傷してしまったこと。

今回、穴が開いてたとすれば、穴と交点の距離の違いがあるということと、後は、1月の時には埋立を始めたばかりで、すぐにですね、委員さんをご確認していただいていると思うんですけど、土をどかして、その部分を露わにして、溢れてくる水を押さえるために、外から入ってくる水が穴に入らないために土のうを積んだりしておりました。

そういうことで水は出てるんですけど、土のうとかで水も広がらず電流が通りにくい環境、又は土のうで押さえ、排水をして遮水工の表面を丸裸にしたために、電流が通りにくい環境であったということ。

今回は、深めの所ですから、交点に近いのではないかとというくらい強い電流が流れているというような違いがある中で、今回はその強い電流が影響して、この黄色い所へも飛んでるのではないかと、メーカーさんからの過去の事例からもそんなことがあったということですので、直ちに黄色い所まで穴が開いていると言えらるということではないと考えております。

<委員>

私、今の説明、納得してないのですが。

交点の所から離れた所が穴が開いたと。

交点から遠かったから、電流が低いという説明ですか。

<事務局>

交点から遠かったから、電流が通りにくいということが考えられるということです。

<委員>

わかりました。

通りにくい、要するに数値が低くなるということですね。

すると、今回の黄色い点に関しては、この交点から離れた所が破損している可能性というのも1月29日と同じようにあるのではないですか。

<事務局>

その可能性をまったく否定するわけではないのですけれども、現段階ではかなり低いのかな考えております。

ただ、調査の対象としないかということではなく、一番疑われるのは十字架の交点の所ですから、先ずはそこを中心に今回掘削を試みまして、そこで原因を探る。

探った結果、ここではないということであれば、調査範囲、掘削範囲を広げて、更に調査をしていくというふうに考えておりますので、ここで黄色に穴が開いてるか開いてないかまでは、なかなか言いにくい状況であります。

<委員>

少なくとも、1月29日に穴が開いた現実があって、黄色いレベル1の表示がされてるわけですよ。

皆さんの姿勢としては、開いてないかもしれない可能性よりは、開いてる可能性が高いという前提で調査していただかないとおかしいのではないかと思います。

それから、なぜ私がそんなこと申し上げるかと言うと、黄色いレベル1の一番下の部分ですよ。

10月3日9時測定分で皆さん見ていただきたいのですが、この一番端の角度が変わってる点はですね、これ法面ですよ。

法面で表示されてしまってるんですよ。

平面部で表示されてるならまだしも、法面まで飛んでですよ、北側の法面が今回一番危ないと言われてる所、南側の法面まで飛んで表示がされてるということは、どうしても今の説明はなかなか理解できない。

これはやはり何かがあると。

南側の法面まで何かの影響が出てると。

ひょっとしたら破損してるという前提でことに当たっていただくのが、本来の原因究明する姿勢じゃないかと思えます。

<事務局>

では、その姿勢のところからお答えしたいと思いますけれども、資料1の2ページ目、裏面を見ていただきたいのですが。

括弧の所です。

原因究明調査及び今後の対応に係る基本方針。

先ずは、漏水検知システムにより異常が検知された地点のうち、遮水シートの破損の可能性が特に疑われる地点を中心に掘削し、遮水シート等を調査、確認し、異常検知の原因を究明する。

そこでわかった原因が、一つであれば一つ、二つであれば二つ、三つであれば三つというふうに原因に応じた適切な措置を講じるのが、二つ目の基本方針に書いてあることですから、はなからここだけに決めて、調査対象としてるということではありません。

先ずは、一番疑わしい所から調査させてくださいという方針であります。

黄色い所の電氣的な説明については、漏水検知システムのメーカーさんに来ていただいておりますので、メーカーさんの方にお願ひできればと思えます。

<メーカー>

今、話題になりました赤い十字の何点か、更に下の方ですね、斜めの黄色い点が出てるといご指摘をいただきまして、実際にシステムでも電流が、この電極の所で検出しているのは間違いではないです。

ただ、ここが破損かという、我々の今まで何件も現場をやらせていただいた知見、経験ということで説明させていただきますと、今回のように測定器のレンジを超えるほど、ある集中した所で電流が流れるケース、これは今まででも何件か経験があるのですが、まとまった大きな電流が流れますと、迷走電流という表現があるのですが、ちょっと離れた所に、黄色、レベル1程度の電流が検出されることがあります。

当然、疑わしいということで黄色ではありますが、経験から言いますと、こういう大きな電流を検出して、更にそれを発見して修復した後ですね、この黄色い判定が通常のレベルまで落ちるといのがよくあることです。

それが、物理的にどういうことかという話になりますと、上に乗っている土の影響だとか、色々複合されますので、必ず出る、必ず出ないということではないので、物理的に説明するのは難しいですが、こういった大きい電流が流れるケースでは、周辺に出るケースがあります。

<委員>

メーカーさん、教えてください。

こういう風にまったく反対側の法面にまで表示されるケースはありますか。

<メーカー>

あります。

<委員>

今まで、こういうシステムを何箇所くらい作っていらっしゃって、こういうケースは何件くらい発生しますか。

<メーカー>

先ず、施工実績で申しますと、弊社の方では60件超の現場でやらせていただいております。

具体的に場所等はお話しすることはできないのですが、数箇所、同様な検知の仕方、こういう縦長のラインで信号を検出して、更に少し離れた所に黄色い判定が現れたという件数が3件ほどあります。

<委員>

ちなみに、今の3件は調査されて、どんな状況だったのですか。

<メーカー>

その時は、事務局のご説明にありましており、シートの下に敷いてある電極とシートの上に敷いてある電極、そのちょうど交点に近い所で穴が実際に開いていまして、重機で引っ掻いた原因だったり、異物で貫通してしまったりというのがあるのですが、いずれにしてもそういった原因で交点付近で破損があって、そこに測定器の測定レンジを超えるような大きな電流が流れたという、まさに今回報告があったようなケースであります。

<議長>

ありがとうございました。

<委員>

今と同じことなんですけど、今までの経験上こういう可能性があるというふうなことで、こちらの最も疑われる所を掘削するということなんですけど、調査した中で、これを完全に可能性がないということではなく、可能性もしっかり踏まえた上で、原因の究明というようなこともしていただきたいというふうに思います。

<議長>

可能性があるという疑いを持って、調査をしていただきたいと。

<委員>

まさしく今の関連の部分ですが、私ども、今日、浅尾区の自治会で今回の事態を非常に区民の皆さんが心配しております、区としてですね、事業団に対して4項目申し入れをさせていただきました。

その中の一つとして、今回、検知した17箇所すべてで調査をしてくださいという申し入れをさせていただいております。

是非、その点を踏まえた中でのご検討をお願いしたいと。

あくまでも浅尾自治会の事だけですが、それらのことを踏まえた中での対応を実施していただきたい。

お願いしたいと思います。

<議長>

他にございますでしょうか。

<委員>

いずれにしても、こういう形で、地下の中で異常が起きているということで、先ほど説明がありましたように、アスベストが埋められている所ということで、このような被覆テントで覆いながらということですけど、こういうテントの中で作業をするということであればですね、例えば、作業現場を第三者というか、工程とかを確認するという意味で何かモニタリングできるような方法というのは考えていただけないのかというのがあるんですけど。

その辺は、どのような感じで考えておられますか。

<議長>

テント内の作業の状態をモニタリングできるような方式はないかというご指摘ですね。

<事務局>

今のご提案の件ですけれども、今のところ、常時モニタリングということは考えてなく、私ども、基本的に調査範囲、準備工から始まりまして、途中段階で、もし破損等ですね、可能性が高いような現象が現れれば、その都度。

あるいは、その下に行くまでに何もなくても、不織布が出た段階では、安全管理委員会の皆様方にお立ち会いいただくということで考えております。

モニタリングにつきましては、常時になるのか、ある短い間隔で職員がテント内で作業を確認というか、見守るという考えでおります。

今のところ、そのくらいで考えております。

<委員>

協定の中で、市も立ち入りができるというような項目もございます。

それに対しては、配慮していただけるのですか。

<事務局>

当然のことながら、テント内で確認をお願いしたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点ですね、補足的に付け加えて説明をさせていただきますけれども、私ども、極力ですね、職員がテント内に立ち会うのは当然ですけど、それ以外にですね、集中して作業を行いますので、極力ですね、写真等の記録は丁寧に残していきたいと考えております。

<委員>

関連の質問をさせていただきますが、協定の中で、市に関しては、立ち会いができるとしましても、私は、

今回の事態で調査するに関して、最低限、安全管理委員会としてしっかりと立ち会って調べさせていただきたい。

あるいは、もっと言えば、処分場の構造なり、遮水システム、漏水検知システムに知見を持たれてる第三者の専門の方も含めてですね、やはり第三者がしっかりと見ていくということが必要ではないかと思っております。

なぜ、このように申し上げるかと言いますと、安全管理委員会の設置の趣旨の中に、このように書かれているんですよ。

処分場の運営や建設に当たり、安全面に万全を期すために安全管理委員会を設置するんだと。

そういう意味で、安全管理委員会が、安全に関する部分のしっかりとした認識を持って関与していくことが、私は必要だと思っております。

今回が初めてということであればともかく、この間の様々起こってきたケースを踏まえた中で、やはり、安全管理委員会、地域の皆様が安心できる役割を果たすには、今回その辺までしっかりとやっていかないといけないのではないかというふうに思いますので、安全管理委員会としても是非そういうふうを考えるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

<議長>

安全管理委員会が、また、委員が立ち会うべきという意見に対して、どうお考えでしょうか。

<事務局>

当然ですね、私達、そのつもりでおります。

表現が具体的でなかったから、ご理解いただけなかったのかもしれないですけど。

例えば、掘削作業の途中、又は掘り出してすぐ原因がわかれば、その時点で安全管理委員会を開催させていただきまして、委員の皆様方にご確認をしていただく。

掘れども掘れども原因が見つからなければ、具体的には遮水シートの不織布の第一層目が現れた時点で、ご確認を安全管理委員会にしてもらおうという形で想定しております、各段階で、それぞれ安全管理委員会の委員の皆様方にはご確認をしていただきたいというつもりでおります。

<委員>

是非、そういうふうにしていただきたいんですけど。

シートが露出した段階ではなく、手掘りの段階から参加をさせていただいて、私達も確認をしていきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

<議長>

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

<委員>

資料のデータのことで、示された資料でわからない点があるんですけども。

観測井2号の連続測定していただいて、今回初めてデータを見させていただいたんですが。

別添3の資料ですね。

ここに出てくる数値、電気伝導率が10月7日の時点で言いますと、測定を10分置きくらいにされてると思うのですが。

電気伝導率は、最小が6.3、最大が6.9という理解でよろしいですね。

それから、pHについても6.8から7.0という最小、最大という理解でよろしいですね。

<事務局>

1日から21日までの範囲がそういうことです。

<委員>

10月7日の時点の話をしているんです。

<事務局>

7日ですか。

例えば、電気伝導率が6.3から6.9で、1日10分ずつ測定した変動の範囲でございます。

<委員>

それですね、同じ資料で観測井の2号の資料が3枚目にあるんですが、ここで出てるデータはpHが7.2。

観測井2号の一番右端、10月7日、同じ日のデータが、水素イオン濃度pHは7.2。

電気伝導率に関しては、9.5という数値がここには表示されておまして、今出てます別添3の連続の、先程来お話ししております10月7日の数値と合わないのですけど。

これはどういうこと。

<事務局>

一言で申しますと、連続測定の方の値がラフということになります。

要は、公定法ではなく、別添4の方の横長の紙に書かせていただいたほうが公定法で検査、分析したものですから、精度で言えば、横長の別添4についている値のほうが正しいということです。

要は、公定法、正しい方法と連続測定であるがゆえの簡易法での違いによるものです。

確かに、ご指摘のとおり、電気伝導率で言えば3mS/mくらいの開きが公定法と連続測定で出てしまいますけれども、別添3の連続測定の結果を出した理由としましては、一つ一つの値とすれば精度の落ちるものではありませんけど、水質の変動を見ていただきたいということでお出したものです。

ですから、私どもとすれば、恥ずかしい部分はありますけれども、変動の具合を別添3では見ていただき、変動はございませんという意味合いで、別添3の連続測定、ラフな値ではありますが、今回お出したという意味合いでございます。

<委員>

従来から聞かされてますけれども、観測井2号と直下の地下水モニタリング人孔ですね、連続測定してですね、しっかり常時見てますよと。

こういう定期的な測定と違って、常時監視してますから、そこで何かあれば、異常が感知できますよと話をされてるんですが。

簡単に言いますが、3mS/mも数値が違ってしまうと、どっちをどういうふうに理解すればいいのですか。

<事務局>

確かに、測定の差がありますが、統計的に見ると相関がとれているというところで見えておりますので、連続測定、公定法、両方とも相関がとれていますから、ちょっと低めに出るけれども、まったく連続測定も公定法も同じ幅で変動しておりますので、変動を見てるという意味では、価値ある測定結果だと思っております。

<議長>

電気伝導率の測定では、測定前に機器補正をします。

補正作業があつてから、補正してから、測定していくんです。

測定を繰り返す間にずれも生じます。

常にそうです。

そういう危険性がありますので、測定値に関して、いつも疑いを持って、チェックするという姿勢を崩さないことが大事なんです。

今回のケースで不思議だなと思ったんです。

電気伝導率は温度変化を受けやすいので、一定温度の測定値に戻すという作業が行われます。

コンピューターですから、温度に合わせた測定をしていると思うのですが、如何ですか。

機器が違えば、測定値が若干違う可能性は常にあるわけですが。

測定値間に大きな差ではございません。

機器のメンテは、かなり慎重にやっていると思うのですが、チェック作業というのは、かなり頻度を高くやって、チェックなさったほうがいいのではないかと思います。

少なくとも、先ほどのお話で、変動というのは少なくともつかまえられるわけですから、そういった意味では価値がゼロということはありません。

かなり有益な情報が出ていると思います。

真の絶対値が出るようなメンテナンスが重要です。

公定法の測定値と連続測定値の差に気が付いた時点で、現時点です、測定機器のチェックを行うことが重要だと思います。

なお、今、お話がありましたように、異常な変動があったかどうか、大きな変動があったかどうかというチェックが連続測定の目的の一つです。

<委員>

今、ご説明いただいたんですが、頭の中が整理がつかないんですが。

一つ言えるのは、連続測定をして傾向をつかんでいるから安心なんだ、こういうこともやってますよと今まで説明してきて、今回こういう形で数値の違いが出てきたわけですけど、少なくとも、連続測定していることの、安心を与えるための連続測定をしているという説明の時に、こういうケースもあると、しっかりと事前に知らせてもらうことが最低限必要だと思うんです。

一般の皆様がですね、理解する時に、ここに出てきたデータというのは、いつか話がありましたように、数字は嘘をつかないと教わってるんですね、私達は。

この中でも議論になってると思います。

出てきたデータは間違いないものだから、これに対してどう評価するかが私達の仕事だと。

その基になるデータが、今のご説明聞いても、そういうこともあるかなと思うんですけど、機器によっても違う、色んな要件によって違いが出てくるなんてことであるならば、より高いデータを求めるためには、いつかご指摘したように、ダブルチェックという最低限のところをやっていただかないと。

前の時にいらっしゃらなかった委員さんもおりますが、繰り返しになりますが、1月29日に遮水シートが破れて、シートとシート間の水を、滞水を調べてほしいということで、あの時、私が申し入れて、ダブルチェックを初めてやっていただいたんですね。

それで出てきた結果の数値を見たら、倍の開きがある。

これは、誤差も大きいけど、そういうこともありますとおっしゃるので収めたんですが、そういうことも含めてですね、最低限ダブルチェックという方法を、私は費用云々の問題ではないと思います。

一番基礎の安全管理委員会に、二通りのデータが出てくるなんてことは残念です。

どうやっていけばいいのかという気にもなりますので、是非、そこは真摯にさせていただきたいなと思います。

<議長>

おっしゃる気持ちはよくわかります。

このモニタリングの結果、測定機器のメンテナンスはあまりいいとは思いませんけど、連続測定の意味はある。

浸出水が直接、漏水しているということには現時点では言えないのではないかと、ある程度は妥当性のある判断かなと思います。

<委員>

先ず、確認させていただきたいんですけど。

こちらの連続測定をしている、電気伝導率を測っているシステムは、温度の補正はかけてあるんじゃないのかということですが。

<事務局>

温度補正はされていると思います。

<委員>

とすると、今、正確なお答えはできないのですが。

一つのやり方として、今まで得られたデータで、大きな表のほうのデータで、公定法に従って出した値と相関性を示していただければ、確認できると思いますので、その辺の作業をお願いできたらと思います。

<議長>

他にございますでしょうか。

先程来のお話では、異常が検知されて、それに対する対応策等が検討されてきた。

現時点で漏水の現象というものは確認されていない。

けれども、検知システムは正常であると考えられるので、遮水シートのどこかに異常があるとはしか考えられないということ。

幸いにして、漏水は想定されていない。

早急に原因を考えるべく、一番問題があったと思われる箇所を重点的に調べて、その作業をしたいということでありました。

又、その間のアスベストの対策はしっかりやりますよというお話がございました。

本日の委員会は、そういうことですね、調査を早急に始めたいという提案と理解しておりますが、いかがでしょうか。

<委員>

お願いしておきたいことがありまして。

先程来示されています、検知システムの結果判定図の写真がございましたが、この上に、シートの接合部分がどういふふうに入っているかを図面の中に落とさせていただくことはできないですか。

シートの接合部分がどうなっているか、それから埋立してあるエリアが、廃アスベストを埋めたエリアがどこで、含有アスベストを埋めたエリアがどこでというものを写真の中へ落とさせていただくことできないでしょうか。

<議長>

平面図ですね。

<委員>

平面図です。

もちろん。

<議長>

遮水シートの接合は、1枚のシートを接合してるわけですね。

途中で切れたシートを接合してるんですか。

<事務局>

基本的には、ロール状に巻かれた長いシートを直線的な部分はシート工場に事前に溶着し、施工する場合と法面等の複雑な部分は現地でその形状に合わせて溶着する場合がございます。

<議長>

遮水シートの幅は4 m以下でしたっけ。

もっと広がったですか。

<事務局>

ちょっと、正確なところわからないですけど。

<議長>

施工した図面を見れば、溶接した部分がどの辺りを走っているかを図面へ落とすことはできるわけですね。

<事務局>

ものすごい箇所数になると思います。

<委員>

当然、今回の漏水検知されたエリアの範囲ですから、すべてを落とす必要はまったくありませんから。

<事務局>

ちょっと調べてみないと何とも言えないんですけど、どのくらいの作業量になるのかという。

<委員>

いずれ、掘削した状況の中で、様々な原因究明していく中では、必ずそれは必要になってくると思いますから、事前に私は申し上げさせていただいております。

少なくとも、最低限そういったものがあって、私達が、委員さん達が見てもわかるような状況の中で検討をしていくことが、最低限必要なことだと思いますので、努力いただきたいと思います。

<委員>

もう一点、今回の調査で一番危惧されるのが、粉じん、アスベストの粉じん、飛散ということですね。

方法としてですね、飛散した場合に備えて強制換気の装置を付けるとあったんですが、除塵装置は付けないでもいいんですか。

<事務局>

強制換気の装置、それが除塵装置です。

強制換気の装置のアスベスト廃棄物対応のフィルターを通して排出します。

<委員>

実は、私ですね、環境省が出してる飛散性アスベストの廃棄物の取り扱いに関する指針を持ってまして、この中で示されてるのは、中間処理施設、最終処分場ではなくて、中間処理施設でやるにつけても、屋内で飛散防止のために次のような措置を講じることということで。

三つありまして、当然のことですが、屋内で作業を行うこと。

二つ目で、破碎設備に除塵装置を設置すること。

三つ目として、作業場所に排気処理装置をすること。

ということで、別途書かれているんですけど、これはどういうことでしょうか。

<事務局>

今、委員の見られてる資料は、飛散性のアスベストの中間処理とかの環境省で出されている中間処理施設の基準の話だと思います。

今回のケースと根本的に違うのは、うちで今掘り起こそうとしてる所に埋まっているのは、飛散性ではなくて、いわゆる非飛散性の水道管ですとかスレート板が埋まっている所であります。

通常であれば、重機で掘る所に散水をしながらでも十分に押さえられるレベルではございますけど、そうはいっても今までの埋立とは別の作業をするわけですから、飛散性のアスベスト並の、かなり嚴重な、二重の膜のテントを設置したりとか、本当は露天でできる作業なんですけれども、散水だけで飛散防止ができるんでしょうけれども、念には念をとということで、二重の膜で覆ったテント、なおかつアスベストの飛散性の粉じん対応のフィルター付きの強制換気除塵装置を付けておるところですので、飛散性の中間処理施設に係

る基準のものとは少し違うと考えております。

<委員>

私、今、飛散性と言いましたか。

<事務局>

はい。

<委員>

じゃあ、私が間違えました。
非飛散性のアスベスト廃棄物の取り扱いに関する指針です。

<事務局>

それは、中間処理として、例えば非飛散性アスベストを破碎とか、熔融等をする作業でかなり飛散のおそれの高い作業に係る基準かと思えますけども、もともと今回のケースには適用されるものではないと考えております。

今回の計画では、すでに埋立られた非飛散性の廃棄物ですから、通常、水を掛けて、粉じんを押さえながらも許される作業の範囲ではございますけど、念には念をとということで、テント、プラス、フィルターも付けてるということでもあります。

ですから、中間処理でそればかり扱う所とは少し違うかなと思っております。

<委員>

もちろん、さっき言いました今回設置する予定の強制換気が除塵システムも兼ねたものであるということであれば、そのこと自体は、私はそれでいいと思うんですけど。

ただ、今の話を聞いてますと、中間処理施設の基準だからみたいな聞こえ方がするんですが。

一般の皆様が感じるのは、中間処理施設より最終処分場は、より危険で、より慎重な取り扱いをするというのが通例の扱いというふうに、私は理解していますから、その辺の感覚は違うのではないのでしょうか。

<事務局>

私の言葉でそう取られてしまったのならば、改めたいと思いますけれども。

今回の計画は、飛散性のアスベスト対応の除塵効果があるテント及び強制換気装置を備えて作業をやるということですので、中間処理だから関係ないよとか無責任なことではなく、また、作業中などもちゃんとアスベスト粉じんについてもモニタリングも行いながら、万全を期して外へは絶対に漏らさないというものです。

そのようにして、作業をやっている作業員達の健康も守っていくというところについても、万全を期してやっていきたいと思っております。

<委員>

別に、言葉のあやみみたいな感じの議論をするつもりはありませんが、真摯に対応するという姿勢を常に、1月にも申しましたけれど、そういうことが言葉として出てくるものでなければいけないと感じていますから。是非そんな姿勢を。

お心は、そういうお心だと信頼したいと思いますから、是非、そういう対応を今後はしていただきたい。

言葉としても出てくるようにしていただきたい。

お願いします。

<議長>

一番疑わしい所からスタートして、原因というのが、先ず開いてみないと次の対応がどうなるかを明らかにすることができないということがございますので、先ず、県と日本工営さんでお考えいただいた案に基づいて、一番可能性の高い所から調査を開始するということをお委員会は認めるということによろしでしょう

か。

<委員>

はい。

<議長>

ありがとうございました。

本日は、次の予定があるようでございます。

今日はありがとうございました。

その他というのがございますが、何かございますか。

<委員>

この会議は、どうしても従前から申しましたように、当然のことと言えばそうかもしれませんが、たくさん資料の説明に時間が費やされて、様々ご質問させていただきたい時間がなかなか確保できない。

今、議長のほうから暗くなる前に予定があるということですが、それは、失礼ですが、現地を見るか何かですか。

私、運営のことに関して、先ほど言いました、浅尾区からの申し入れの中にも書いてあるんですけど、どうしても大事な部分でね、話をさせていただかなければならないものを持ってきているんですよ。

是非、手短に済ませたいと思いますから、少々時間をいただけたらと思います。

<議長>

これからですか。

どうですか。

事務局のほうで予定は。

どのくらいお時間が必要ですか、委員さん。

<委員>

逆に現地を見るのにどのくらい予定されているのでしょうか。

<事務局>

暗くなる前ということですね、今日、こんな天気ですので、極力短い間で10分程度でお願いします。

<委員>

はい、わかりました。

ちょっと、わかりやすく写真を持ってきましたので、議長、お許しいただきたいのですが。

これを皆さんに見ていただきたいんですよ。

わかりやすいと思います。

申し訳ない、事務局で配っていただけますか。

二種類です。

(写真配付)

<委員>

3枚綴りの写真のものと、1枚の写真です。

この3枚綴りは、作業しているところを連続で撮らせていただいたものです。

右下に日付けと時間が入ってます。3月23日です。

先ず、事務局にご説明いただきたいんですが、これはどういう廃棄物を処理してる状況なんでしょうか。

3枚綴りのほう。

もう1枚のほうも説明してほしいのですが。

<事務局>

3枚綴り、横長のほうの写真は3月23日でしょうか。

ゴミの形状からいって、飛散性のアスベストの二重で包装された廃棄物だと思います。

この作業は、こっちを向いてる搬入車輛に積んできた飛散性アスベストの袋を、荷台に当センターの作業員が乗って、重機のアームを荷台のほうへ持ってきまして、そのバケットの中に手で積み込み、バケットを埋立地側のほうへ運んで、そこへそっと手で降ろす時の写真だと思います。

ですから、多分、委員さんのおっしゃりたいことは重機で飛散性のもの、ビニール袋が破損するようなおそれのあるずさんな降ろし方をしてるのではないかというような主張をされたいのではないかと思いますけれども。

この重機はですね、フォークリフト、又はエレベーターというような感じで使っているものでありまして、積むところと降ろすところは作業員の手で袋を破損しないようにやっているものであります。

次、縦長、上下の写真1枚のものですね。

これは飛散性ではなく、今回の原因箇所として可能性が高い所に埋まっているものと同じようなものだと思いますけれど、飛散性ではない、非飛散性のアスベスト含有廃棄物、スレート板とかだと思います。

掘削穴に向かってダンプアップをして、それを重機で上から押さえているという写真だと思いますね。

これは、手順から言いますと、ダンプアップする前に、十分にこの荷台には散水車を使って粉じんが立たないように散水をしていたものと確信をしております。

散水をした上で、そっと埋立穴にダンプアップし、荷降ろしをしている。

それが上の写真だと思います。

その下の写真は、ダンプアップした後に不等沈下、要は空間がないように、水でびしゃびしゃに、これ雨の日だから水をまいている雰囲気は、散水車くらいしか写っていませんが、粉じんが立たないように湿潤化した上で、中の空間による不等沈下が起きないように、重機で最低限の破碎、押さえ込みをしてる写真だと思います。

<委員>

先ほどもご紹介させていただいたんですが、環境省が示している廃石綿、最初の3枚綴りは廃石綿ですよ。

一番危険だと言われてるものですよ。

密閉をして持ち込んでるものですよ。

この廃石綿の処理マニュアルというのが環境省から示されていて、こういうふうに解説がされています。

積み込み、運搬の各過程で廃石綿等を飛散させないように慎重に取り扱わなければならない。

プラスチック袋等の積み込みは、原則として人力で行う。

また、重機を利用する場合は、パレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにするというふうに書かれております。

それから、ここの安全管理委員会で運営に関する細目を決めております。搬入管理に関してですね。

ここでも廃石綿に関しては、展開検査エリアで密封状態が保たれるように機械は使わずに作業を行うというふうに書かれておりまして、ちなみに石綿含有廃棄物の取り扱いに関しましても、安全管理委員会の意見を聞いて決めた取り決めの中では、展開エリアでは廃棄物が割れたりしないように機械は使わずに作業を行うと。

自ら決めてることと反する取り扱いになっているのではないかと思うんですね。

1枚の写真は、完全に、降ろしたスレート板でしょうか、これをユンボの爪で砕いているんだと思うんですよ。

国もこれだけ、廃石綿に関しては、神経を使ってマニュアルを作ってます。

かつ非飛散性のアスベスト含有廃棄物についても、破碎の際にアスベストの飛散のおそれがあることから、極力、破碎することは止めるようにと書いてあります。指導されています。

私も、前回も出てですね、中が空洞だから、空洞のものを埋めると中で割れて、不等沈下を起こす可能性があるから割るみたいな説明がありましたが、皆さんの受入基準の中で一般の建設廃材に関しては、中空のもの、中が空洞のものは受け入れないって。

一般のものは受け入れてないはずですよ。

何で、更に危険なアスベスト、中空の状態のものを受け入れて、ここで破碎をするんですか。おかしくないですか。

<事務局>

今の最後のほうの、普通産廃での中空論とアスベスト含有廃棄物の中空論の受入基準はまったく別のものがありますので、それを一緒に議論することはできないと思います。

それと国の基準、又はうちの受け入れの約束といった観点からお話しさせていただきますと、確かに重機で降ろさないようにとか、重機を使わないとか、要は、二重袋であれば、それを破損させないようにという目的であります。

ですから、重機のバケットで荷物を掻き降ろすというようなことは一切しておりません。

先ほど言ったとおり、これは荷物をバケットへ入れてそのままスライドして運ぶというフォークリフト、エレベーターの役目をしておりますので、積み降ろしについては、全部、袋については、確実に手降ろしてやって、袋の破損が絶対に起こらないように万全を期してやっております。

縦長のほうの上下の写真、含有物のほうですけど、確かに極力破碎しないように努めておりますけど、実際には、大きいもの、又は埋立によって不等沈下、これは重要なことでして、不等沈下が起きれば、このようなダンプがダンプアップした時にひっくり返ることもあります。

そういったことから、国でも最低限のところは認めてるというふうを考えております。

要は、最低限のところ、当然、国で定められた一番の目的は、破碎に伴う、積み降ろしに伴うアスベスト粉じんの飛散が生じないようにという大目的は徹底をした上でやっておりますので、何でもかんでも爪で強く割って埋立てる、約束を無視してやっているものではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

<委員>

まったく説明になってないですよ。

さっき、一般のガラとアスベストを混同して言ってるというご発言がありましたが、何でガラは中空のものを入れさせないんですか。

<事務局>

中空の場合は、不等沈下を起こすからですよ。

<委員>

同じじゃないですか。

<事務局>

しかし、これは中空なものが不等沈下を起こすことよりも、なるべく破碎しないようにしてアスベスト粉じんを飛散させないようにしましょうよという考え、発想がアスベストにはあるのです。

このため、アスベスト含有物には中空を基準に盛り込むことはできないんですけども、実際には、なるべく地盤の安定化を図るといふ、最低限事故を防ぎ、また、粉じんを防ぐという難しいラインではありますが、アスベスト粉じんの飛散防止に関して、万全を期してやっているというものであります。

<委員>

私は、その説明には納得できません。

今言うように、不等沈下という危険性を防ぐためにガラの中空のものを受け入れないであれば、アスベストに関しても中空のものを受け入れるべきではないですよ。

更に、なおアスベストは危険なものじゃないですか。

慎重な取り扱いを、安全を期すということであるならば、受け入れるべきじゃないと思えますよ。

それから、多少割ることはいいんだみたいなことを言ってますけど、自ら、安全管理委員会の意見を聞いた中で書かれてるじゃないですか。

廃棄物が割れないように作業を行うと、この一文を見れば、誰しもユンボの爪で割るなんて想定しませんよ。

<事務局>

私どもの埋立管理マニュアルから言っても、アスベスト含有物の埋立については委員のおっしゃるほどの極端な規定はないと把握しております。

ですから、要は、粉じん飛散を起こさない、アスベストの埃を立てないというところを徹底するというのを第一に考えております。

しかも、破碎までを禁止という規定は、法的にも、うちの規定にもないかと思います。

規定の範囲内で、法律や規定に違反することなく、一番の目的のアスベスト粉じんを埃を立てないということの中で作業をしてるということなんですけれども。

<委員>

最終処分場でのアスベスト類の処理、破碎等に関してどういうマニュアルが示されているか、この委員会に出してもらえますか。

<事務局>

前回の安全管理委員会でもマニュアルを公表しろとありましたが。

<委員>

国の指導です。

先程来言ってますが、環境省がマニュアルを示しておりますけれども、廃石綿、あるいは含有廃棄物の。同じものが国から出てますか。

最終処分場に関して、今言われたような部分が。

<事務局>

私のほうから言うよりは、今日は行政側の出席もいただいていることですから、どうでしょうか。

<委員>

あるんですか。

最終処分場でのアスベストの取り扱いに関して、破碎等に関してのマニュアルがあるんですか。

国は示してますか。

<委員>

私が見てるのは、同じものを見てるのかもしれませんが。

石綿含有廃棄物の処理マニュアルというものを私は持っています。

<委員>

その中で最終処分場のことがどう書かれていますか。

<委員>

廃石綿の関係で言いますと、廃石綿等は最終処分場内の一定の場所において廃石綿等が分散しないように埋立てる。

廃石綿等の埋立は、次の方法による。

関係あるところだけ読みますと、プラスチック袋は破損しないようにできるだけ重機の使用を避けて埋立てる。

<委員>

私の聞いていることの説明、最終処分場ではあたかもやってもいいような受け止めの発言があったように

思うんですけど、そんなことが書かれていますか。その国の示したマニュアルの中に。

<委員>

プラスチック袋は破損しないようにできるだけ重機の使用を避けて埋立てるというのは書いてあります。

<委員>

できるだけ使うなと書いてあるでしょ。

<委員>

先ほどのお話ですが、重機の使い方次第だと思います。

目的というのが、プラスチック袋をなるべく破損しないようなやり方をすべきだと。

なるべく破損しないような運用をするということが、一番プラスチック袋の破損にならない可能性があるのであれば、それはそれで重機の使い方が破損するおそれが高まるような使い方をするのでなければ、このような重機の使い方は目的に合った、正しいものになっているのではないのでしょうか。

<委員>

私に言わせれば、そういうものが机上の理屈であって、1月29日のような想定しないことが起きるのが現場なんですよ。

絶対破れない、人為的に破ってしまったということがありますし、これに関してだって、今、私が話している中だって、パレットを敷いて、その上に置きなさいよと。

この写真見れば、爪にかかるじゃないですか。

思わぬ事故が起きる可能性が十分にあるじゃないですか。

こういうものを防いでいくのが運用でしょ。

机上論でなくして、様々な問題を起こしてるじゃないですか。

<委員>

なるべく破損しないようなやり方を、作業をしているのであれば、運用で危険性が少ないようなやり方をしているのであれば、初期の目的、飛散を防止するということに繋がるのではないのでしょうか。

<委員>

直に爪に掛かるような、バケットの中へ危険なアスベストをですね、入れて運ぶなんていうことが本当に細心の注意を払ったことですか。

国の基準だってパレットを敷けと書いてあるじゃないですか。

それさえもやってないじゃないですか。

今のお話というのは、納得できないですよ。

真剣に考えてやってくださいよ。

<事務局>

もちろんですね、真剣に考えておまして、爪が袋を破損するような運用は絶対にしておりません。

これは、ここには、数人の者が立っているような写真しかございませんけれども、爪が掛からないように慎重に見て、手で降ろすというところの写真でありますので。

重機の爪で、1月のシートを破損してしまった時の事故を毎回引き合いに出されて、こちらも辛い部分はございますけど、これに関しましては、本当にそんなことがないようにしっかりやっているところで、重機の爪での破損はないように、2枚目の写真を見てもらえば、しっかり見てる者もいるし、それはストップと合図をしている者もいるかと思えます。

パレットどうこうというものもありますけど、それはもし、どこかへ置くとかそういう時であればパレット等も必要だと思いますけど、パレットごと埋めるというような規定はないかと思えます。

<議長>

趣旨は、安全に処分するようなことを考えてくれということをご提案していると理解してよろしいでしょうか。

<委員>

それもですし、安全管理委員会で決められてるルール、廃棄物は割らずに、機械は使わないですよと、委員会の中で決めてることさえも守られていない今の運営の仕方を改めるべきだという趣旨です。

それと、今やり取りをさせていただいた部分に関しても、1月29日のことを言う話をされてますけど、私が申し上げたい趣旨は、机上で考えたことと現場で起きることは違うんだと。何が起きるかわからないから、最大の注意を払う。

それが今回のケースで言えば、運ぶのにコンボを使いたいであれば、パレットを敷くとか、触れないようにするとか、最小限の努力をしなくちゃいけないんじゃないかと。

皆さんお聞きのように、理屈を言われるけど、人間がやることですから、細心の注意を払っての運営、運用をしていただかなくちゃ困るということです。

ましてや、安全管理委員会で決められたことが守られていないなんて、この委員会を軽視した扱いじゃないですか。

とんでもないことだと思いますよ。

<議長>

具体的には、いくつか問題があるでしょうから、それらをご検討いただいて、安全管理委員会で決められた方式に則ってやるということをご検討いただきたい。

<事務局>

今、安全管理委員会で決めたルールを守っていないというご発言もありましたが、果たして本当にそうなのかというところを更にまた議論してもあれなので、もう一度、私達もしっかり洗い直してですね、次回以降でお答えができればと思います。

更にもう一点、私達の説明は机上論ではなく、私達がこんな格好しているのは、私達自身も埋立の作業を管理し、更には実際に手伝っておりますので、机上論で理屈だけを言っているわけではありません。

私達が手を下して責任を持ってやっていることです。

そこは、自信を持って言えますので、是非、そこをご理解いただきたいと思います。

<委員>

最後に一言、誰も皆さんが努力していないなんて一言も言ってません。

しかし、今やられてる事業というのは、そういう努力を重ねても事故のようなものが起きてくる類の事業なんですよ。

ですから、そういう前提で考えていただかなくてはならないんだよ。

皆さん、この処分場を造る時に何とおっしゃいましたか。

日本一安全な最終処分場とおっしゃいました。

地元の皆さんは、それを聞いて安心した人達もかなりいると思いますよ。

その日本一の処分場がこの体たらく。残念ながら、言葉悪いですけど。

皆、心配していますよ。どうなっていくんだと、これから。

努力していることと問題が発生することとは、違うと思いますよ。

その努力の方向をしっかり安全に向けて、最優先する方向へ舵を切ってください。

地元として強くお願いします。

<議長>

安全管理委員会としては、今のご発言を重く受け止めながら、安全を確保するよう努力するというごことで締めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただき、ありがとうございました。

・議事終了

・委員の方々等による見学が行われた後、終了。